

# 神川町一般廃棄物処理基本計画概要

## 第1編 一般廃棄物処理基本計画の趣旨

### 1. 背景と目的（計画 P2）

神川町（以下「本町」といいます。）では、平成 19（2007）年 12 月に「一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」といいます。）を策定し、広域で一般廃棄物処理行政を担っている児玉郡市広域市町村圏組合（以下「組合」といいます。）とともに、一般廃棄物処理を推進してきたところです。

このたび策定した「神川町一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」といいます。）は、前計画の全面改訂版となるものです。本計画は、令和 4（2022）年 3 月に策定された組合の一般廃棄物処理基本計画との整合を図り、長期的かつ総合的視点で捉えた、ごみの排出抑制及び適正処理、並びに生活排水の適正処理を推進するために必要な基本事項を定め、本町の一般廃棄物処理行政の推進及び循環型社会の形成に寄与することを目的とします。

また、一般廃棄物処理と循環型社会形成により、SDGs に掲げられた「3 すべての人に健康と福祉を」「6 安全な水とトイレを世界中に」「14 海の豊かさを守ろう」「12 つくる責任つかう責任」「13 気候変動に具体的な対策を」への寄与を図ります。

### 2. 基本的事項（計画 P2～P3）

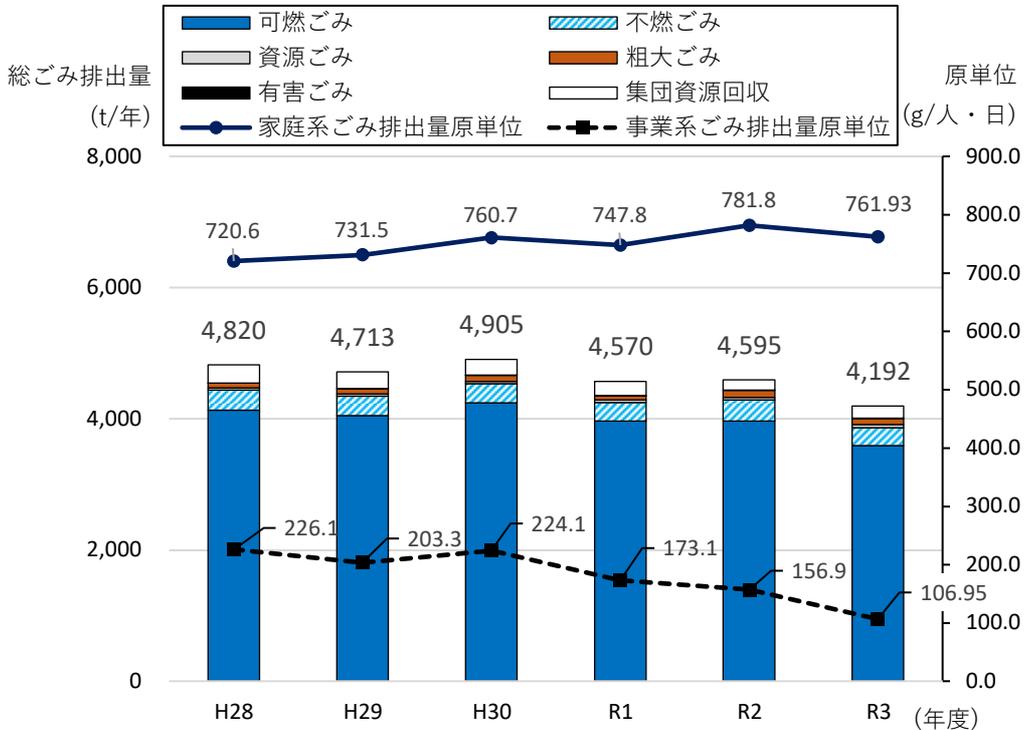
根拠	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」といいます）第 6 条第 1 項において、「市町村等は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」と規定されています。本計画はこれに準拠し、策定するものです。
対象地域	対象地域は、本町全域とします。 なお、一般廃棄物の中間処理及び最終処分に関しては、組合の所管となります。
対象範囲	廃棄物処理法では、廃棄物を大きく分けて一般廃棄物と産業廃棄物に区分しています。産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物であり、法律その他政令で定められている 20 種類のもの、輸入された廃棄物を指し、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物を指します。本計画の対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物（ごみ及び生活排水）とします。
計画期間	本計画の計画期間は、令和 4（2022）年 3 月に策定された組合の一般廃棄物処理基本計画との整合のため、令和 5（2023）年度から令和 18（2036）年度までの 14 年間とし、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。
位置づけ	国、県及び本町の関係法令に準拠し、組合の策定する一般廃棄物処理基本計画、本町の最上位計画である「第 2 次神川町総合計画」、並びに環境行政の基本的な計画である「神川町環境基本計画」を上位計画とし、その他の関連計画とともに整合を図ります。 ごみ処理は国の「循環型社会形成推進基本計画」に準拠し、①できる限り排出を抑制し、次に廃棄物になったものについては不適正処理の防止及びその他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、②再使用、③再生利用、④熱回収の順にできる限り循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては⑤適正な処分を確保することを優先順位とします。
構成	ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画から構成されます。

## 第2編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

### 1. ごみ処理事業の現状（計画P10～P26）

総ごみ排出量（収集ごみと直接搬入ごみの合計）の実績は、減少傾向を示す一方で、家庭系ごみ排出量原単位（1人1日あたり）は変動しつつ増加傾向を示しています。

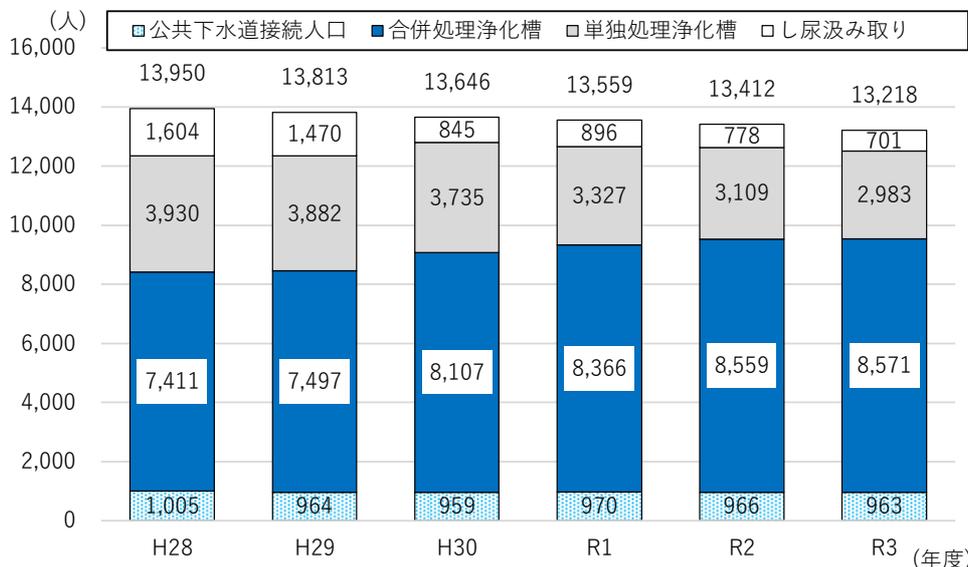
令和3年度の状況を種類別にみると、可燃ごみが全体の約90%を占めています。



資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

### 2. 生活排水処理事業の現状（計画P27～P34）

生活排水処理の形態別人口の実績は、合併処理浄化槽の処理人口が最も多く、次いで単独処理浄化槽とし尿汲み取りの生活雑排水未処理人口となっており、公共下水道接続人口は横ばい傾向を示しています。



資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

# 第3編 一般廃棄物処理基本計画

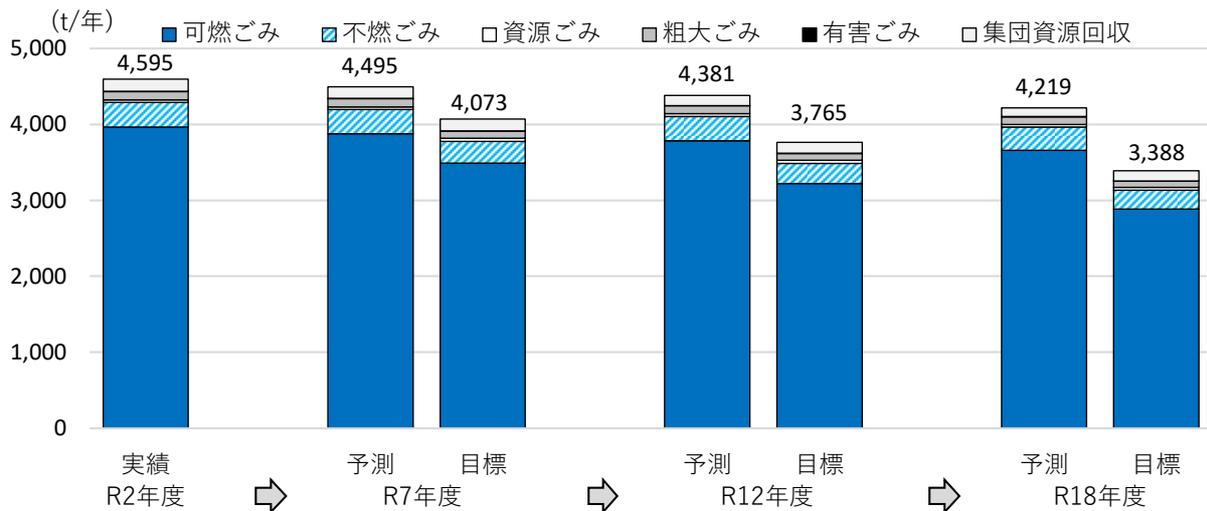
## 1. ごみ処理基本計画（計画 P36～P61）

### (1) ごみ減量化・再資源化目標

「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」に照らし合わせるとともに、本町のごみ処理の現状と予測を踏まえ、次の考え方を基本として設定します。なお、組合の計画が令和3（2021）年度が計画初年度であるため、表記上は令和3（2021）年度からの削減目標となっています。

家庭系ごみ排出量原単位 （資源ごみ・集団資源回収を除く）	令和3（2021）年度から令和7（2025）年度は年間2%削減し、 令和8（2026）年度以降は年間1%削減する
家庭系の資源ごみ及び集団資源回収排出量原単位	年間1%増加する
事業系ごみ排出量	令和3（2021）年度から令和7（2025）年度は年間2%削減し、 令和8（2026）年度以降は年間1%削減する
資源化率	令和18（2036）年度までに18.2%を目指す
最終処分量	現状の施策（焼却灰等の有効利用等）をさらに継続していく

### (2) 総ごみ排出量の目標値



資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、組合調べ

### (3) ごみ処理基本方針

目標達成に向けたごみ処理基本方針を次のとおり定めます。

#### ● 「ごみの適正排出の推進」

分別情報の発信など、ごみ出しにおける町民のニーズに配慮しながら、効率的・効果的な収集・運搬体制について適宜見直し、適正排出を推進します。

#### ● 「ごみ4Rの推進」

持続可能な循環型社会を構築するため、行政区等と連携して、ごみの減量化や食品ロス削減、資源の有効利用に努めるとともに、包装やレジ袋を断るといった入り口での意識・行動を向上させる4Rを推進します。4Rとは、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に「断る」を意味するリフューズを加えたものです。

また、現状で可燃ごみなどに混在している資源ごみについて分別の徹底を促すとともに、プラスチックごみ資源化などの新たな取組を推進します。

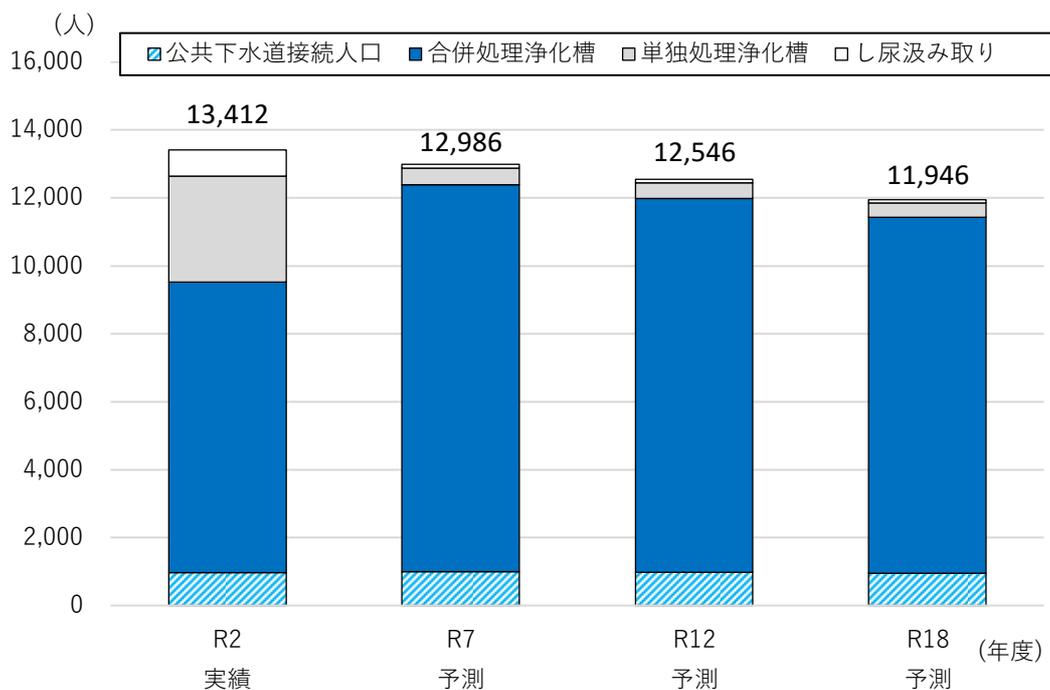
## 2. 生活排水処理基本計画（計画 P62～P70）

### (1) 生活排水処理形態別人口の見込み

将来生活排水処理形態別人口の予測は次のとおりです。

「埼玉県生活排水処理施設整備構想」において定める令和7年度目標に準じて、令和7年度には下水道整備区域内人口と合併処理浄化槽人口の合計が、計画処理区域内人口の100%となるものとしています。

区分	年度	実績	予測			
			単位	R2	R7	R12
計画処理区域内人口	人	13,412	12,986	12,546	11,946	
生活排水 処理人口 (下水道接続人口+ 合併処理浄化槽)	生活排水 処理人口	人	9,525	12,384	11,978	11,425
	生活排水処理率	%	71.01%	95.36%	95.47%	95.64%
	公共下水道整備 区域内人口	人	1,660	1,600	1,543	1,469
	公共下水道 接続人口	人	966	998	975	948
	合併処理浄化槽	人	8,559	11,386	11,003	10,477
生活雑排水 未処理人口		人	3,887	602	568	521
	単独処理浄化槽	人	3,109	490	463	424
	し尿汲み取り	人	778	112	105	97
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	



資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、組合調べ

### (2) 生活排水処理基本方針

本町の生活排水処理の現状と予測を踏まえ、本計画における生活排水処理基本方針を次のように定めます。

#### ● 「水洗化率向上の推進」

生活雑排水未処理の世帯等については、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、水洗化率の向上を図ります。

公共下水道整備区域については、公共下水道への接続を促進します。

#### ● 「公共用水域における水質保全の推進」

生活排水に関する情報発信や啓発、環境学習などを通じて、公共用水域における水質の保全を推進します。